



報道関係者 各位

令和3年2月17日  
名取市生活経済部  
クリーン対策課

## 福島県沖地震で発生した災害ごみを自己搬入する 場合の処理手数料の減免について

令和3年2月13日の福島県沖地震で発生した災害ごみを岩沼東部環境センターへ自己搬入する場合、処理手数料の減免を受けることができます。

### ① 対象となる災害ごみ

○ご家庭で発生した災害ごみのうち、岩沼東部環境センターで受入可能な品目

★市で発行した「り災届出証明書」に記載されている品目に限ります。

税務課で「り災届出証明書」の交付を受けてから、減免申請をお願いします。

★家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）は、対象外となります。

災害ごみとして処分を希望する場合、令和3年2月26日（金）まで市の戸別収集をご利用いただけます。（※別途お申し込みが必要です。）

★事業所から排出された災害ごみは、対象外となります。

### ② 岩沼東部環境センターでの受入期間

○令和3年2月19日（金）から令和3年3月31日（水）まで

（※日曜日を除く。土、祝日は搬入できません。）

### ③ 手続きの流れ

(1) 「一般廃棄物処理手数料減免申請書」に記入の上、クリーン対策課窓口までお越しください。

※電話でのお申し込みはできません。

※減免申請は、土・日、祝日は行っておりません。市役所の開庁時間内にお手続きをお願いします。

※市で発行した「り災届出証明書」にて搬入希望の品目を確認いたします。

「り災届出証明書」を必ずご持参ください。

(2) 「一般廃棄物処理手数料減免申請書」に、市で確認印を押印して交付いたします。

(3) 搬入日に「一般廃棄物処理手数料減免申請書」を持参の上、岩沼東部環境センターで災害ごみを搬入ください。

### ④ 注意事項

○「一般廃棄物処理手数料減免申請書」に記載のない品目は搬入できません。申請の際は、品目を漏れなく記入くださいますようお願いいたします。

○岩沼東部環境センターに搬入できない品目がございます。（瓦、コンクリートブロックなど）ご不明な点がございましたら、クリーン対策課クリーン対策係までお問い合わせ下さい。

#### 【問い合わせ】

名取市生活経済部クリーン対策課クリーン対策係 鈴木 由佳（内線 591）

TEL：022-384-2111 FAX：022-384-3102

※不在の場合は折り返しご連絡いたします。